



報道機関 各位

健康福祉部保健予防課 担当者 野路、上藤
電話番号 0776-20-0351
庁内内線番号 2625、2626
健康福祉部医薬食品・衛生課 担当者 岡本、木村
電話番号 0776-20-0354
庁内内線番号 2644、2645

ノロウイルス等による感染症・食中毒の予防対策等について (冬季食中毒予防注意報を発令しました)

冬季は、ノロウイルス等を原因とする感染性胃腸炎が多発する時期となります。
感染症発生動向調査によれば、全国的に感染性胃腸炎の患者の顕著な増加が見られています。**資料1**

また、令和元年第47週から第49週（11月18日～12月8日）にかけて本県における感染性胃腸炎の患者報告数の増加係数が2週間連続で1.1以上になりました。

資料2

今後、学校、保育所、高齢者施設等での集団感染やノロウイルス等による食中毒の発生も懸念されることから、別紙のとおり食中毒予防注意報を発令しました。

併せて本日付で市町および関係各課に対し、学校、保育所、高齢者施設等へ予防対策の徹底等について通知したところですが、県民の方一人ひとりが感染予防を行っていただくことが重要であるため、下記の対策等について広く周知していただきますよう、よろしくお願ひします。

記

1 最も重要な予防方法は手洗い

帰宅時、食事前、トイレの後には、必ず流水・石けんによる手洗いを行うようにしてください。調理をする方は、調理の前後も十分な手洗いをしてください。

2 調理の際の注意点

- ・カキなどの二枚貝を調理する際は、他の食品や調理器具が汚染されないよう注意しましょう。
- ・下痢などの症状がある人は、食品を扱わないでください。ノロウイルスによる胃腸炎の場合、症状がなくなっても1週間程度（長い場合は1か月に渡って）便中にウイルスが排出されるといわれていますので、症状がなくなっても注意してください。
- ・加熱はもっとも効果的な殺菌方法です。ノロウイルスは中心温度85℃で90秒以上の加熱が必要です。特に二枚貝の生食はできるだけ避け、中心部まで十分加熱しましょう。

3 おう吐物・便の処理の注意点

- ・ノロウイルス感染症の場合、そのおう吐物や便には、ノロウイルスが大量に含まれています。そしてわずかな量のウイルスが体の中に入っただけで、容易に感染してしまいます。
- ・おう吐物や便の処理をする前に、処理をする人以外の方を遠ざけ、換気をしてください。
- ・マスク・手袋（しみこまない材質のビニールやゴム製の手袋）をしっかりと着用し、

ペーパータオル等で吐物・便をしっかりとふき取ってください。汚染された場所は、次亜塩素酸系消毒剤（濃度は0.1%以上、家庭用漂白剤の場合は約50倍程度に薄めます。）を使用して消毒してください。

- ふき取った後のペーパータオル等は、ビニール袋等に入れ（できれば次亜塩素酸系消毒剤をしみこませてください。）、しっかりと封をして廃棄してください。
- ドアノブなど直接手で触れる機会がある場所は次亜塩素酸系消毒剤（濃度は0.02%以上、家庭用漂白剤の場合は約200倍程度に薄めます。）を使用して消毒してください。

4 感染源とならないために

症状がある子どもを学校、保育所等に登校（登園）させることによって、その子どもが感染源となって周囲の子ども達に感染し、各家庭および地域内で感染が広がっていく恐れがありますので、子どもが感染源にならないようにご配慮ください。

(参考)

○福井県感染症情報ホームページ

<http://www.erc.pref.fukui.jp/kansen/>

○厚生労働省ホームページ（ノロウイルスに関するQ&A）

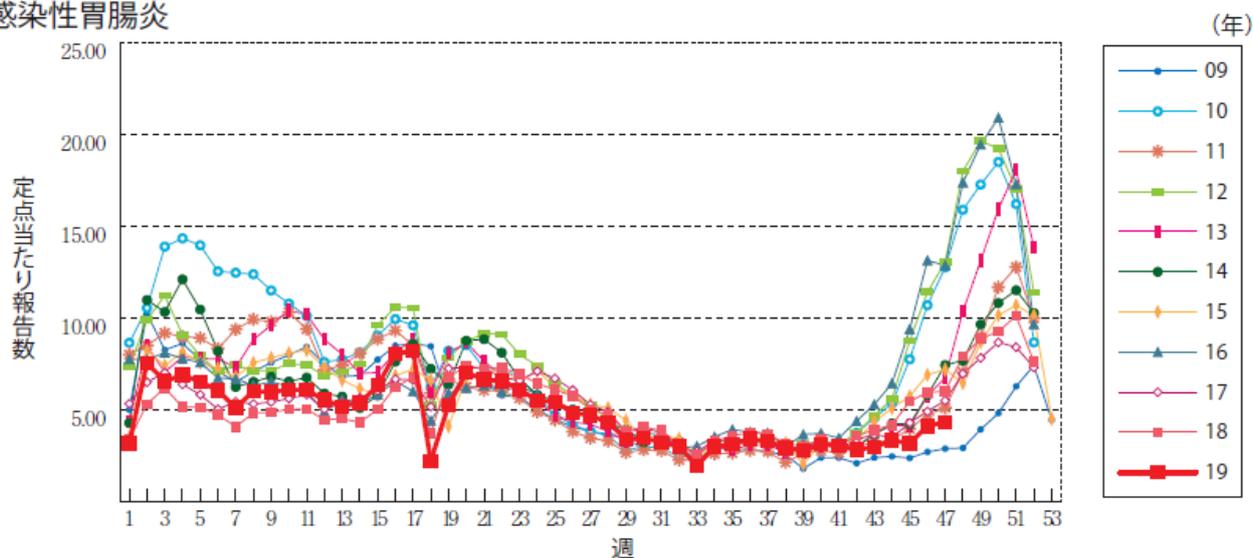
<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>

○国立感染症研究所感染症疫学センターホームページ（感染症週報第47週）

<http://www0.niid.go.jp/niid/idsc/idwr/latest.pdf>

資料 1

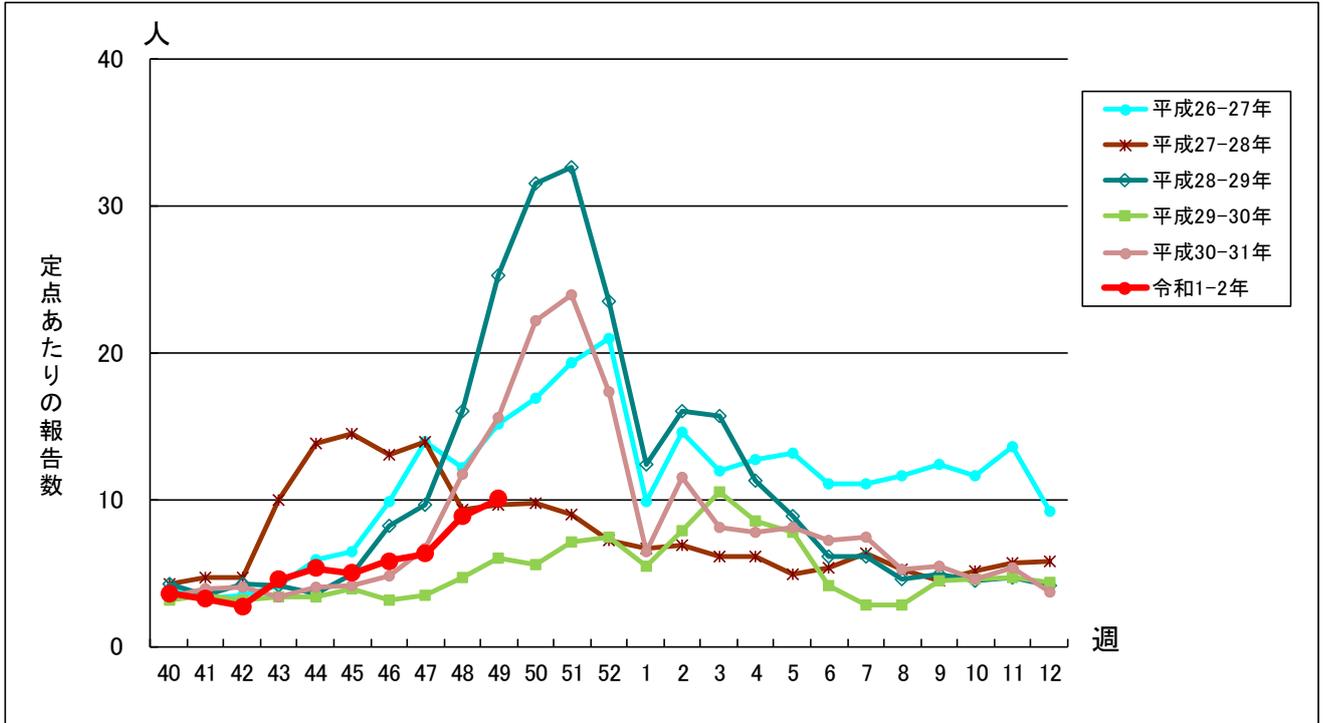
全国における感染性胃腸炎患者報告数（1 定点あたり）の状況
感染性胃腸炎



資料 2

福井県における感染性胃腸炎患者報告数（1 定点あたり）の状況

感染性胃腸炎の定点あたり報告数



年	月	10月				11月					12月				
		週	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
平成26-27年			3.91	3.32	3.50	4.18	5.95	6.45	9.82	13.95	12.18	15.14	16.95	19.36	21.00
平成27-28年			4.23	4.68	4.73	10.00	13.82	14.50	13.05	13.91	9.36	9.64	9.73	8.95	7.18
平成28-29年			4.27	3.50	4.27	4.18	3.64	4.95	8.27	9.68	16.09	25.23	31.59	32.68	23.55
平成29-30年			3.18	3.45	3.14	3.41	3.41	3.91	3.14	3.50	4.73	6.05	5.55	7.09	7.45
平成30-31年			3.41	3.91	4.05	3.41	4.09	4.14	4.77	6.73	11.77	15.55	22.23	23.91	17.41
令和1-2年			3.61	3.22	2.74	4.57	5.35	5.00	5.83	6.30	8.87	10.04			

年	月	1月				2月				3月				
		週	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
平成26-27年			9.82	14.64	12.00	12.68	13.14	11.05	11.05	11.64	12.45	11.68	13.59	9.18
平成27-28年			6.73	6.91	6.18	6.18	4.91	5.32	6.32	5.23	4.50	5.18	5.64	5.82
平成28-29年			12.45	16.05	15.73	11.32	8.91	6.09	6.09	4.64	4.91	4.50	4.73	4.18
平成29-30年			5.45	7.91	10.55	8.59	7.77	4.18	2.86	2.86	4.50	4.55	4.73	4.41
平成30-31年			6.41	11.50	8.09	7.82	8.09	7.27	7.45	5.27	5.45	4.55	5.36	3.73
令和1-2年														

※網掛けは各シーズンにおける最多報告数
・今シーズンは第49週現在

冬季食中毒予防注意報の発令について

「食中毒注意報、警報発令要領」に基づき、食中毒予防注意報を発令しました。
つきましては、食中毒予防対策の徹底が図られるよう、県民に対する広報をお願いします。

発令期間：令和元年12月11日（水）～令和2年3月31日（火）

記

<冬季食中毒予防注意報>

- ・感染症発生動向調査における小児科定点医療機関からの感染性胃腸炎の報告症例数の増加係数が1.1以上*になりましたので発令します。
- ・ノロウイルスによる食中毒は冬季に多発するため、手洗いの徹底など食中毒予防対策が必要です。
(ノロウイルス食中毒予防については別添を参照)

※ 増加係数＝前週からの報告患者数の増減／小児科定点医療機関数

<発令に伴う対応>

- ① 県庁関係部局、市町、（公社）福井県食品衛生協会等関係団体および報道機関等への連絡
- ② 健康福祉センターおよび市町庁舎での発令した旨を示す懸垂幕の掲出
- ③ 食品関係営業者、学校・社会福祉施設等給食施設、関係団体および県民への注意喚起
- ④ 食品関係営業者は、発令された旨を従業員その他関係者に対し周知するとともに、食中毒防止に必要な対策を講じる

<参 考> 本県における食中毒発生状況（令和元年12月11日現在）

		令和元年 (1月1日～12月11日)	平成30年 同期状況	平成30年 (1月1日～12月31日)
福井県	事 件 数	11件	6件	6件
	患 者 数	62名	15名	15名
内 訳	福井県 (福井市除く)	事 件 数	8件	\
		患 者 数	56名	
	福井市	事 件 数	3件	
		患 者 数	6名	